

**平成25年度  
高津区地域課題対応事業  
展開基本方針**

**2012(平成24)年8月  
川崎市高津区役所**

## 【 目 次 】

I 趣旨	.....	1
II 全体方針	.....	1
III 個別事業共通方針	.....	2
IV 分野別方針	.....	4
1 安全・安心まちづくり事業	.....	4
2 地域福祉・健康づくり事業	.....	5
3 環境まちづくり事業	.....	5
4 地域資源活用事業	.....	6
5 地域コミュニティ活性化推進事業	.....	7
6 総合的こども支援事業	.....	7
7 区役所サービス向上事業	.....	8
8 地域課題対応その他事業	.....	8
川崎市地域課題対応事業実施要綱	.....	9
川崎市地域課題対応事業実施指針	.....	10

## I 趣旨

この基本方針は、平成25年度における高津区の地域課題対応事業をどのように展開していくかの全体像を定めたものです。市全体としては「川崎市地域課題対応事業実施要綱」や「川崎市地域課題対応事業実施指針」として、その考え方が示されていますが、高津区の地域課題対応事業の各事業計画を作成するにあたっては、川崎市新総合計画第3期実行計画（高津区計画）のほか、高津区区民会議（以下「区民会議」という。）の審議結果、平成22年度の高津区協働推進事業の評価結果（以下「内部評価結果」という。）、平成19年度から実施している高津区協働推進事業の外部評価結果（以下「外部評価結果」という。）、平成21年度に実施した高津区区民生活に関わるニーズ調査結果（以下「ニーズ調査結果」という。）等、高津区の地域特性を踏まえ、現行事業の見直しや新規事業の企画を行う必要があります。

そのため、各分野及び共通の考え方を基本方針として定め、方針に則った事業計画を作成することにより、体系的でかつ調和のとれた事業展開を図ります。

### <地域課題対応事業の目的とこれまでの経緯>

従来、区役所は、戸籍・住民票などの発行、税務関係、国保・年金関係、保健・福祉関係など、地域における行政サービスの総合窓口の拠点としての機能を中心に果たしてきました。しかし、今後の区役所は、自治基本条例の自治の基本理念で「市民が地域社会の課題を自ら解決していくこと」を掲げているように、従来のサービス提供の拠点としてだけではなく、地域社会の課題を解決するための「市民の参加と協働の拠点」として機能することを目指していかなければなりません。そのためには、政策領域別に各部署が通常業務を行うだけでなく、地域の課題に柔軟かつ横断的に対応することが求められています。そのような中、区役所が自主的に企画立案し執行する事業として、平成18年度から、従来の「魅力ある区づくり推進事業費」を「協働推進事業」として拡充しました。また、平成19年度には区役所が主体的に関係局と調整して取り組む事業として「区の課題解決事業」が創設されました。さらに、平成23年度からは、これまで地域の多様な主体との協働により、地域の身近な課題の解決を図ってきた協働推進事業の長所を継承するとともに、区役所と関係局の連携により総合的な地域課題解決の取組を進めるため、協働推進事業と区課題解決事業が「地域課題対応事業」として統合されています。

## II 全体方針

### (1) 区独自事業と局区連携事業

地域課題対応事業は、区が主体となって、区民の参加と協働により、地域の抱える課題解決や地域特性を活かした事業（区独自事業）と、関係局との連携により総合的に地域課題解決に向けた取組を展開していく事業（局区連携事業）の大きく2つに分類できます。

局区連携事業については、原則、川崎新総合計画第3期実行計画（高津区計画）において主要な取組に位置づけられたものとし、関係局との調整を綿密に行った上で、事業計画を作成することとします。

## (2) 環境視点からの見直しと総合的展開～すべての事業をエコから考える～

平成21年3月に「エコシティたかつ」推進方針が策定されました。その基本理念「地球環境危機の時代に対応した、自然の賑わいとともにある持続可能な循環型都市構造の再生と創造～100年後のたかつのまちのために～」に基づく、3つの基本目標である「低炭素・省資源社会の実現」、「自然共生型都市再生の推進」、「地域に即した防災まちづくりの推進」を目指し、地域課題対応事業をはじめとする区の全事務事業を環境的視点から見直すこととしています。「エコシティたかつ」推進方針に示された行動計画や川崎市地球温暖化対策推進計画（市役所の率先取組）を踏まえ、各事業間の有機的連携を図りつつ、環境問題に関する全区レベルでの総合的展開を図るとともに、各個別事業における環境的視点からの徹底的な見直しと、環境視点を取り入れた新たな事業手法の導入を進めていくこととします。

- ・「エコシティたかつ」推進方針に基づく事業見直しと整合性の確保
- ・イベント等における環境に配慮した運営手法の導入（リユース食器の活用等）
- ・川崎市地球温暖化対策推進計画（市役所の率先取組）を踏まえた事業実施
- ・川崎市グリーン購入推進方針に基づくグリーン購入の推進（委託先を含む）

## (3) 予算要求方針

### ①継続事業

継続事業については、現下の厳しい財政状況の中でも、新たな課題やニーズに応じた新規事業を展開する機会が得られるように、原則、決算額を踏まえた上で、現行予算の範囲内で予算要求を行うものとします。事業の拡大が必要な場合には、まず、事業内で経費の節減を図る、または、受益者負担を考えるなどの方策で内部捻出を図るものとします。それでもなお、予算額の増額が必要な場合には、その必要性や効果を明確にし、増額要求を行うものとします。

### ②新規事業

平成25年度からの新規事業については、事業の妥当性及び必要性の検証はもとより、正確な予算規模の把握が大変重要になります。したがって、他区・他都市の先行事例等を調査し、また、複数の見積りを取るなどして、必要最小限のもので、かつ、不足が生じないような予算の積算となるようにする必要があります。

## Ⅲ 個別事業共通方針

### (1) 目的の明確化を図る

事業計画を立てる際には、解決すべき課題は何かを考え、明確な目的を設定する必要があります。何のために実施する必要があるのか、事業を実施することで区民にどのような効果が生ずるのかをよく吟味した上で目的を設定してください。また、継続して実施する事業については、その事業の本来の目的が何であるかを再度認識して、事業計画を立てる必要があります。

### (2) 目的達成のための事業内容を設定する

その目的達成のために、効果的、効率的な事業内容を設定する必要があります。事業内容が、目的の達成に直結していないこともありますので、事業内容の設定にあたり注

意が必要です。

### **(3) 実施手法を検証する**

事業の実施手法として、直営のほか、実行委員会等の形式や、民間業者や既存の地域の団体等に委託することなどが考えられますが、最も事務的・経費的に適正かつ効率的な方法となるよう検証する必要があります。実態に見合っていない形式的な実施手法を採っていることもありますので注意が必要です。

### **(4) 実行委員会等への区役所職員の参画の仕方を検討する**

実施手法として、実行委員会等の形式を採る場合で、区役所職員を参画させようとするときは、委員としてではなく、事務局や参与などといった立場での参画となるよう検討が必要です。委員としてしまうと、委託する側と受託する側が同一になってしまうので、好ましい状態とはいえません。

### **(5) 指標を設定する**

事業の目的に対する達成度が客観的に測れるよう数値目標や達成状況等の指標の設定が必要となります。事業目的に合致した具体的な指標が設定されておらず、また、指標の達成度を測る統計（アンケートなど）もとられていないため、事業終了時に、その達成度を客観的に評価・説明することが困難な場合もありますので、注意が必要です。

### **(6) 他区・他都市の先駆的事业の実施状況を調査する**

他区・他都市の先駆的事业の実施状況は、大変参考となるものです。現在の事業、あるいは現在考えている事業が必ずしも最良のものとは限りませんので、事業によっては、他区・他都市の状況を調査し、より良いものは取り入れ、さらに発展させていく必要があります。

### **(7) 事業の中・長期的展開を検討する**

事業の計画的かつ効率的な執行を図るため、中・長期的な計画を構築しておく必要があります。特に、第3期実行計画においては、地域課題対応事業の体系の柱が第5階層に位置づけられることから、3年間における事業展開を計画化する必要があります。また、関連事業との整合性・一貫性にも留意しつつ、中・長期的な事業計画を立てる必要があります。

### **(8) 企画調整会議での意見を反映する**

企画調整会議からの意見は、区としての統一的な意思決定を図ったものであるため、事業計画に反映する必要があります。企画調整会議では、区全体の方針の中での事業のあり方、整合性、バランス等を検討し、意見を述べています。したがって、できる限りその意見を反映することが必要です。

### **(9) 区民会議・ホームページ等での意見を考慮する**

区民から寄せられた意見は、大変貴重なものです。区民会議で出された意見や区のホームページに寄せられた意見等も、その重要な要素であり、考慮する必要があります。一つひとつの意見に対し、区としてどのように考え、どのように対応したかを明確に説明できることが必要です。

### **(10) 事業を評価し、見直しを図る**

地域課題対応事業は、ACTIONシステムによって事業評価を行っています。新たに実施する事業については、事業の評価と検証を念頭において、指標を設定する必要があります。

す。また、3年間を一区切りにして、事業の方向性（継続の是非）や実施手法の変更などを検証していくものとします。継続事業については、前年度の評価結果を参考に毎年見直しを図り、改善を繰り返していく必要があります。

また、外部評価委員会による評価は、より区民ニーズを反映した、あるいは地域の課題解決につながる事業への踏み込んだ改善が期待されるものとして、事業計画に反映する必要があります。

## IV 分野別方針

地域課題対応事業を体系的かつ効率的に展開するために、分野別の事業体系を構築しており、それぞれの柱は第3期実行計画の第5階層に位置付けられています。なお、ACTIONシステムにおいても体系の柱ごとに評価を行っています。事業計画の作成にあたっては、平成25年度は、第3期実行計画の最終年度となるので、今期の事業目標達成を視野に入れるとともに、平成26年度以降の展開についても考慮するものとします。

### 1 安全・安心まちづくり事業

この分野について、第1期区民会議においては、「安全・安心のまちづくり」、「放置自転車対策」、第2期区民会議においては、「地域防災とコミュニティ」という議題で審議が行われてきました。

また、平成21年度に実施したニーズ調査結果によると、区民が今後、特に力を入れてほしいものとして、街頭犯罪の防止が45.1%（第1位）で、地震や風水害への対策が43.1%（第3位）、放置自転車対策が30.2%（第8位）であり、安全・安心のまちづくりや放置自転車対策へのニーズが高くなっています。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災では、地域防災に関わる様々な課題が浮き彫りになっており、全市統一の取組みのほか、区の特性を活かした取組みが求められています。

以上のようなことから、当区では次のような事業を実施します。

#### （1）地域防災力の向上

地域防災力の向上に向けて、区内における自主防災組織や避難所運営会議、防災ネットワーク会議の活性化を図るための事業を展開します。

#### （2）安全・安心のまちづくり

安全・安心のまちづくりを進めるため、区民が自主的に行う防犯パトロール活動に対し必要な用品を貸与するなどの支援や啓発活動を行うとともに、交通安全の観点からは、交通事故防止を啓発する事業を展開します。

#### （3）放置自転車対策

放置自転車を減少させるため、建設緑政局自転車対策室が実施する駐輪場の整備、放置自転車の撤去に併せて、駅周辺を中心に区内全域で自転車の放置禁止や利用抑制、駐輪場の利用促進等を行う啓発キャンペーンや放置禁止の標識の設置等を行い、放置自転車がより少なくなるような事業を展開します。

## 2 地域福祉・健康づくり事業

少子高齢化社会が進展していく中で、高齢者をはじめとするすべての区民が、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるよう、地域において支え合える関係を構築していく必要があります。ニーズ調査結果によると、区民が今後、特に力を入れてほしいものとして、高齢者関係の事業が41.5%（第4位）、心身の不自由な人の支援が34.4%（第6位）、健康づくりに関する事業が27.6%（第11位）となっています。平成22年度に策定した第3期高津区地域福祉計画においても、「高齢者、障害者が安心して暮らせるまち」を基本目標の一つとしています。

以上のようなことから、当区では、「幸せな暮らしを共に支えるまちづくり」を進めるため、次のような事業を実施します。

### （1）健康と福祉のまちづくり

健康と福祉の分野において、地域における支えあいを促していくためには、関連団体同士のネットワークの構築や情報の共有が必要です。そこで、地域福祉計画を踏まえ、区内の健康・福祉関係の団体が交流し、連携を深める場や機会を設けるとともに、健康と福祉のまちづくりに関する総合的な情報を提供する事業を展開します。

### （2）高齢者にやさしいまちづくり

高齢者と家族以外の人との交流の有無は、「特に交流がない」という人の割合が、一般の高齢者では25.0%、要介護認定を受けている高齢者では37.7%という数値になっています。（平成22年度川崎市高齢者実態調査）。また、一人暮らしの高齢者も年々増加しており、高齢者の孤立化が問題となっています。地域住民が支え合い、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのために、健康づくりの支援や、地域の支え合いを促すネットワークづくりを推進する事業を展開します。

## 3 環境まちづくり事業

地球規模で進行する温暖化に対して、自治体や地域での取組の重要性が増しています。また、都市化によりまちの緑が減少している中、潤いのある空間を創ることが求められています。

一方で、東日本大震災の影響により電力不足が懸念されており、引き続き節電取組の推進を行っていく必要があります。

この分野については、平成21年3月に、「エコシティたかつ」推進方針が策定され、「エコシティたかつ」推進事業が地域からの環境問題への取り組みとして、区計画にも位置づけられています。また、ニーズ調査結果によると、区民が今後、特に力を入れてほしいものとして、地球温暖化防止対策に関する事業が29.1%（第10位）、緑地や水辺の整備が21.8%（第14位）、花と緑のまちづくりの推進が20.8%（第15位）となっています。

以上のようなことから、当区では、「環境まちづくり」を進めるため、次のような事業を実施します。

### **(1) 環境まちづくり**

「エコシティたかつ」推進方針に基づき、中期プロジェクトに位置づけられた事業を中心に展開します。

### **(2) 花と緑のまちづくり**

まちに緑の空間を創出するため、区内の主要街道沿いにある花壇の維持管理等の事業を市民協働で展開します。

## **4 地域資源活用事業**

当区は、多摩川や二ヶ領用水などの水辺環境、多摩川崖線の斜面緑地などの環境資源や、久地円筒分水や大山街道などの歴史的・文化的資源、橘地区の農ある風景や都市営農活動などの農的資源にも恵まれています。これらの地域特性を活かして、区の個性と魅力があふれるまちづくりを推進していきます。ニーズ調査結果によると、区民が今後、特に力を入れてほしいものとして、区のイメージアップを図り、地域に愛着を持たせる事業が23.7%（第12位）、文化的な催しの開催が14.0%（第19位）とあるように、地域の魅力や活力をより一層、育んでほしいというニーズもうかがわれます。

同時に、地域の課題や区民のニーズが複雑化・多様化する中、魅力あるまちづくりや地域の課題へのきめ細かい対応を市民協働で進めていくための仕組みづくりや、参加と協働の拠点である区役所が効率的・効果的に様々なサービスを提供していくことも求められています。また、上記のニーズ調査でも、区民と行政が協働でまちづくりを進める仕組みづくりが18.2%（第17位）という結果が出ています。

以上のようなことから、当区では、地域資源を活用し魅力あるまちづくりを進めるため、次のような事業を実施します。

### **(1) 歴史的・文化的資産を活用したまちづくり**

「高津大山街道マスタープラン」に基づき、高津大山街道及びその周辺に残っている歴史的・文化的な資産を活用し、魅力あるまちづくりを推進するとともに、二ヶ領用水久地円筒分水や橘地区の丘陵地などの地域資源のネットワーク形成を図り、回遊性のあるまちづくりや、地域に残る歴史資料の保存を行うとともに、地域の魅力を効果的に発信する事業を展開します。また、区内各所で1年を通じて様々な音楽イベントや地域に根ざした文化を学ぶ文化的催し及び講座を開催します。

### **(2) 橘地区の地域資源を活用したまちづくり**

「たちばな農のあるまちづくり」推進方針に基づき、橘地区における地域資源（都市農業、歴史的資源、緑地、各種市民活動等）を活用した地域活性化に寄与する事業を展開します。

### **(3) 参加と協働によるまちづくり**

参加と協働による地域の視点を活かしたまちづくりを推進するため、まちづくり協議会等の活動支援等により市民活動の場の提供や情報提供、これを中間支援的側面から行います。また、既に行っている地域課題対応事業について外部評価を受ける事業を引き続き展開します。



## 5 地域コミュニティ活性化推進事業

高津区は、地域において様々な行事が開催されており、区民の自主的な活動が活発な地域です。一方で、高津区は住民の転出入が多く、地域との関わりの薄い住民も増えています。従来からの地域活動の中心である町内会自治会などの地縁団体においては、加入率の減少が見られ、それらの活動に対する支援とともに、新たな形態や拠点を活用したコミュニティやネットワークづくりが求められています。

区民ニーズ調査においても、区民が今後、特に力を入れてほしいものとして、地域の住民同士のつながりを深める事業が22.2%（第13位）となっています。

また、第3期区民会議において「新しい形のコミュニティづくり」をテーマに調査・審議が行われ、地域コミュニティの存在が、防災や子育て支援、高齢者支援などの各分野課題に対する総合的な対応策となること及び、複合的な課題を解決していくには、単一ではない多様なコミュニティが必要であることが指摘されています。高津区においては、地域コミュニティ活性化推進のため、次のような事業を展開します。

### (1) 地域の活性化の推進

地域の活力を活かした継続可能な手法による区民祭の実施を支援していくとともに、地区別運動会の実施等の事業を展開します。

### (2) コミュニティ施策の推進

地縁型の住民組織とテーマ型の市民活動団体などの多様な主体が、それぞれの特性を活かし、地域課題の解決に取り組めるよう、コミュニティ施策を推進する事業を展開します。

### (3) 公園等の拠点を活用したコミュニティの場づくり

地域コミュニティの活性化に向けて、公園等の拠点到に着目し、子育てや健康づくり、スポーツ振興、防災など分野横断的かつ融合的に事業を展開します。

## 6 総合的こども支援事業

この分野については、第1期区民会議から「子ども・子育て支援」という議題で審議されてきました。当区は、子育て世代の転入が多く、待機児童数も全市で3番目に多いことから、地域における子育て支援が強く求められています。また、ニーズ調査結果によると、区民が今後、特に力を入れてほしいものとして、子ども・子育ての支援が44.9%（第2位）となっています。

高津区地域福祉計画では、「子どもが健やかに成長できるまち」を基本目標の一つに掲げており、平成20年3月には子ども・子育て支援に関して、体系的かつ調和のとれた事業展開を図るため、高津区独自で子ども総合支援基本方針を策定し、平成23年4月には第2期実行計画を策定しました。

そして、平成23年度には公立保育園が、平成24年度からはこども文化センターが区に移管され、子育て支援施策の取組みをより一層推進することが求められています。

以上のようなことから、当区では、「人を育て心を育むまちづくり」を進めるため、次のような事業を実施します。

### **(1) 子育てしやすいまちづくり**

区民の子育て支援を進めていくためには、地域の関係団体や関係機関におけるネットワークの連携・強化が必要です。また、子育てに関する情報を共有することと子育ての悩みを相談できるだけでなく、悩みを抱える親同士や地域に長く住まう住民とが支えあえる関係を構築していく必要があります。そこで、当区では、子育て中の親の立場に立った子育て情報の発信とともに、子育て中の親子やそれを支える人が様々な形で交流・学習できる事業を展開します。

### **(2) 子どもが健やかに育つまちづくり**

子どもの自立的な成長を地域で見守る視点から、子どもたちが健やかにのびのびと育つことができるよう、保育園や市民館、こども文化センターなどの拠点を活用しながら、地域においてさまざまな体験ができる機会を提供する事業を展開します。

また、父親の子育て参加の促進や、心身の健康保持及び子どもの健全育成を図るため、親子で安心して参加できるスポーツ体験の場や交流の機会を提供する事業を展開します。

## **7 区役所サービス向上事業**

これまで高津区役所は、この分野において、平成15年11月に保険年金課においてISO9001の認証を取得（平成18年11月認証終了）するとともに、平成20年3月に高津区役所サービス向上指針を策定し、平成23年4月に改訂するなど、区役所サービス向上のための取組を実施してきました。また、ニーズ調査結果によると、区役所の窓口サービスの向上が29.7%（第9位）となっております。

以上のようなことから、当区では次のような事業を実施します。

### **(1) 質の高い区民サービスを提供する区役所づくり**

質の高い区民サービスを効率的・効果的・総合的に提供できる区役所を目指して、便利で快適な窓口づくり等を進めるため、高津区役所サービス向上指針に基づき、区役所サービス向上につながる事業を展開します。

## **8 地域課題対応その他事業**

市民活動団体等から行政と協働で行う事業の提案を募集し事業を実施する事業や、地域課題に緊急的に対応する事業を実施します。

## 川崎市地域課題対応事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、区役所が主体となって、区民の参加と協働により、地域の抱える課題解決や地域の特性を活かした事業を実施し、区における総合行政の推進に資することを目的とする地域課題対応事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の実施)

第2条 区長は、前条の目的を実現するために、区民意見、事業の必要性、効果及び効率性等を考慮の上事業を実施する。

2 対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 地域の身近な課題の解決のための事業
- (2) 地域の特性を活かした区づくり事業
- (3) 区役所自らの裁量により総合的・横断的に判断し執行する事業及び緊急対応が必要な事業
- (4) 便利で快適な区役所づくりのための事業
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要とする事業

3 前項の事業について、区役所が自主的に企画立案し、区民の参加と協働により地域の課題を解決する事業を「区独自事業」とし、区役所が主体となり、局と連携して、地域の課題を解決する事業を「局区連携事業」として、実施することとする。

4 事業実施に当たっては、次のいずれにも留意しなければならない。

- (1) 対人給付的な事業など開始段階から全市一律のサービス水準を確保すべき事業でないこと。
- (2) 後年度負担の発生を極力、抑えた事業であること。
- (3) 予算の硬直化を防ぎ、課題に柔軟に対応するために、事業評価を実施した上で、所期の目的を達成した事業は完了し、新たな展開を図ること。

### (実施方法)

第3条 区長は、実施に当たって、関係部局等との調整を十分に行うものとする。

### (事業の広報等)

第4条 区長は、事業計画及び事業結果・評価を区民に広報し、区民意見の聴取に努めるものとする。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 川崎市地域課題対応事業実施指針

### はじめに

川崎市は平成17年4月1日から自治基本条例を施行し、平成18年度に各区で区民会議の本実施を開始するなど、区行政改革の基本方向である「地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点」を目指して、区役所機能の強化に取り組んでおり、区役所は地域における課題を的確に把握し、区民の参加と協働により、その迅速な解決に努めることが求められています。

地域社会の抱える課題に迅速・的確に対応するため、平成18年度から、区民の参加と協働により実施してきた「協働推進事業」と局と区の連携により実施してきた「区の課題解決に向けた取組」を一層、効果的、一体的に推進し、かつ、市民にも分かりやすいものとするため、平成23年度に「地域課題対応事業」として統合いたしました。

この事業実施指針は、川崎市地域課題対応事業実施要綱及び上記の経緯に基づき、地域課題対応事業を適正に実施するために策定するものです。

### 1 事業実施の考え方

#### (1) 区独自事業

区役所が自主的に企画立案し、区民の参加と協働により地域の課題を解決する事業を実施します。川崎市自治基本条例の理念である市民自治の確立に向け、区民と行政が課題について共通認識を持ち、お互いの信頼関係を構築しながら事業展開を図ります。

また、「川崎市協働型事業のルール」に基づき、協働型事業の充実に努めます。

#### (2) 局区連携事業

区役所が地域からの視点を活かし、局と連携して地域の課題を解決する事業を実施します。区役所が主体的に関係局と調整するとともに、区役所と局の役割分担を明確にし、事業内容及び事業費について十分精査します。

なお、事業内容等の精査に当たっては、サマーレビュー、主要課題調整及び区課題調整会議等を活用し、総務局、総合企画局、財政局、市民・こども局と十分に調整することとします。

### 2 分野別事務事業

区独自事業及び局区連携事業の実施に当たっては、次に掲げる分野別事務事業へ位置付け実施します。

#### (1) 安全・安心まちづくり事業

区民の安全・安心な生活環境の確保に向けて、防犯、防災及び交通安全対策等の事業を実施します。

#### (2) 地域福祉・健康づくり事業

区民が共に支え合い、健康で生き生きと暮らせる地域をつくるための事業を実施しま

す。

(3) 総合的な子ども支援事業

地域の実情にあわせた総合的な子ども支援事業を実施します。

(4) 環境まちづくり事業

地域の自然を保全する活動や環境問題を解決する事業を実施します。

(5) 地域資源活用事業

地域の歴史、文化、産業、自然、人材等を活用し、地域の魅力や個性を活かした事業を実施します。

(6) 地域コミュニティ活性化推進事業

町内会・自治会や市民活動団体等と連携し、地域コミュニティを活性化するための事業を実施します。

(7) 区役所サービス向上事業

区役所サービスを効率的・効果的・総合的に市民に提供するため、区役所サービス向上指針及び区役所サービス取組方針等に基づき、事業を実施します。

(8) 地域課題対応その他事業

区民提案型事業、緊急対応が必要な事業及び地域課題対応事業における管理運営事業を実施します。

### 3 事業を実施する上での留意事項

(1) 全市一律のサービス水準で実施すべき、対人給付的な事業等については本事業の対象としないこと。

(2) 区計画等の事業計画に基づく計画的な事業執行をすること。

(3) 予算の硬直化を防ぎ、新たな課題へ柔軟に対応するため、事業評価を実施し所期の目的を達成した事業は完了し、新たな展開を図ること。

(4) 区が主体的に実施する事業であっても、必要に応じて関係局との十分な調整を図ること。特に土木関連事業などハード整備事業については、関係局と十分な調整を行うこと。

(5) 区役所施設について、法令等に定める建物及び設備の維持・整備、営繕等は、区役所施設整備費、管理運営費で対応すること。

(6) 公平性や公共性の観点から、受益と負担の適正化を図ることを常に意識し、受益者負担の導入に努めること。

(7) 市民活動を支援する目的の事業については、事業の性格等を考慮し、あらかじめ適切な支援期間を設け事業の検証を行い、その後は自主運営への移行を促進することで、予算の硬直化を防ぐこと。

なお、市民活動団体の事業等に対する資金面での支援については、原則として「かわさき市民公益活動助成金制度」を活用すること。

(8) 各種調査は、その後の区政の礎となることから調査実施に当たっては、前回調査か

らの経年を確認し、アンケート等については回収率を高める工夫をすること。また、局事業関連の調査及び計画策定事業については、事前に関係局との調整を十分に行い、局事業・計画と齟齬や重複が生じないように、整合性を図るとともに、的確に局と連携して進めること。さらに、調査結果や策定した計画については可能な限り広く周知すること。

(9) 緊急に対応する必要がある事業については、必要性、緊急性を十分に精査すること。

#### 4 事業計画の策定

公平で公共性の高い事業を実施するため、次の項目について検討し、事業計画を策定します。ただし、緊急対応が必要な事業については、課題の必要性、重大性、緊迫性などにより適宜判断します。

##### (1) 事業目的

どのような地域の課題や区民ニーズ等に基づいて事業を実施するのか明確にします。

また、事業を実施することにより、何を達成させるのか、可能な限り定量的（定量的に表すことが難しい事業にあつては、他との比較等により）に明らかにします。

##### (2) 計画期間及び実施目標

複数年度にわたる事業については、始期と終期を明らかにし、事業全体の計画に加え各年度の実施目標や計画も明らかにするものとします。

##### (3) 事業内容

具体的な事業内容を明らかにします。

##### (4) 実施手法

事業の目的を踏まえ、効率的、効果的な手法により事業を実施します。また、現在の区の体制で実施可能であることが前提であることから、限られた予算や人員等を効果的に用いるため、区民や市民活動団体等が主体となった取組との連携をこれまで以上に図り、区民との役割分担を明確にすることで、事業や予算の硬直化を防ぎます。

##### (5) 事業費

事業実施に当たって、適正な経費を積算し、事業費の有効活用を図るものとします。また、積極的に歳入の確保に努めるものとし、補助金・交付金による歳入及び市有財産の有効活用による広告収入などの歳入を特定財源として地域課題対応事業費に上乗せできるものとします。

#### 5 事業評価

上記2の各分野別事務事業は、川崎再生ACTIONシステムによる事務事業評価を行います。

また、個別の事業の評価については、これまでも協働推進事業において独自の様式で実施してきましたが、地域課題対応事業の個別事業についても市の事務事業と同様、PDCAマネジメントサイクルを確実に機能させるため、川崎再生ACTIONシステムの事務

事業点検票を参考にした評価の様式を各区で定め、実施します。

各区で定めた評価の様式を用いて、年度当初に各事業の目標を設定し、事業の終了後は、評価指標をもとに事業が効率的・効果的に実施できたかどうかの評価を行います。それを事業の実施方法や内容の見直しに反映させていきます。

また、区政の透明性を向上させ、区民への説明責任を果たすため、事業計画や経過、評価等については、市政だより区版やインターネット等を活用し、区民に対して積極的に情報提供を行うものとします。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。